

答申第301号

平成18年 3月27日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成14年10月7日付けで諮問された伊勢原射撃場土壌調査等業務委託に係る
執行関係書類一部非公開の件(諮問第238号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成14年度の特定の県立射撃場土壌調査及び対策工事設計業務委託に係る契約書ほか執行関係書類一式のうち、委託を受けた法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成14年8月30日付けで、平成14年度の特定の県立射撃場(以下「本件射撃場」という。)土壌調査及び対策工事設計業務委託(以下「本件委託」という。)に係る契約書ほか執行関係書類一式(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求め、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 昨今のマンションやホテル等の建築物に対する建築士による構造計算書の耐震強度偽装事件から明らかなように、監査、設計者、現場責任者、現場代理人、各種主任技術者等有資格者の責任は非常に重く、これら有資格者が違法・悪質な行為を行った場合、県民は甚大な被害を受ける。

ウ 不服申立人は、本件射撃場の散弾による鉛汚染改善を神奈川県(以下「県」という。)に提案した。県は本件射撃場を閉鎖して土壌調査を行ったが、鉛汚染の土壌調査資料等について、実施機関は、特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあることを非公開の理由としている。

しかし、本件射撃場の鉛汚染土放置に対する県の責任は免れないこと、

県民に不安・不信を与える鉛汚染の原因は取り除く必要があること、鉛汚染の土壌調査資料等はすべて公開する必要があること、公共事業受注業者には当該業務に関して透明性及び説明責任に協力する義務があることから、実施機関が掲げる非公開理由及び判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。

エ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育局教育財務課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（１）本件行政文書について

本件請求文書のうち、非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」という。）の名称及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次のとおりである。

本件行政文書の名称	本件非公開情報
管理技術者設置届及び管理技術者経歴書	技術者の氏名、印影、住所、生年月日、学歴、職歴、資格登録番号、職歴及び業務経歴（以下「技術者氏名等」と総称する。）
技術士登録証	技術士の氏名、生年月日及び登録番号（以下「技術士氏名等」と総称する。）
シビルコンサルティングマネージャー登録証	シビルコンサルティングマネージャーの氏名、生年月日及び登録番号（以下「マネージャー氏名等」と総称する。）
照査技術者指定通知書及び照査技術者経歴書	照査技術者の氏名、印影、住所、生年月日、学歴、職歴、資格登録番号、職歴及び業務経歴（以下「照査技術者氏名等」と総称する。）
本件射撃場土壌調査及び対策工事設計業務委託の低額入札について（伺い）	低額入札に該当する業者の従業員の氏名及び役職名（以下「従業員氏名等」と総称する。）
見積内訳書	営業及び技術の担当者氏名（以下「営業担当者氏名等」と総称する。）
入札書及び委任状	代理人の氏名及び印影（以下「代理人氏名等」と総称する。）
債権者等情報登録申出書	本件委託を受けた法人（以下「本件法人」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「振込先情報」と総称する。）
委託業務フロー図	全部

見積内訳書	総括書（No.1及びNo.2）にある金額、内訳書（No.1からNo.5まで及びNo.7からNo.21まで）にある数量及び金額並びに内訳書（No.6）にある単価及び金額（以下「見積金額等」と総称する。）
県設計額と受託者見積額との差異	受託者見積金額欄及び差額欄（金額総計欄を除く。）に記載された情報（以下「受託者見積金額等」と総称する。）

（２）一部非公開部分について

ア 条例第5条第1号該当性について

本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

- （ア）技術者氏名等
- （イ）技術士氏名等
- （ウ）マネージャー氏名等
- （エ）照査技術者氏名等
- （オ）従業員氏名等
- （カ）営業担当者氏名等
- （キ）代理人氏名等

イ 条例第5条第2号該当性について

本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当し、同号ただし書にも該当しないため、非公開とした。

- （ア）振込先情報
- （イ）委託業務フロー図
- （ウ）見積金額等
- （エ）受託者見積金額等

なお、委託業務フロー図は、業者固有の生産技術上のノウハウを生かした、業務遂行の手法、段取り等を示した情報であり、見積金額等は、業務遂行におけるコストダウンを図るために、経費削減のノウハウを生かした業者独自の単価及び数量を用いた情報であるので、法人の権利利

益を保護する観点から、委託業務フロー図及び見積金額等を非公開とするよう本件法人から意見が出されている。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 条例第5条第1号本文に該当する情報

本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

- a 技術者氏名等
- b 技術士氏名等
- c マネージャー氏名等
- d 照査技術者氏名等
- e 従業員氏名等
- f 営業担当者氏名等

g 代理人氏名等

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 前記ア(イ) a から g までに掲げる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報、又は公務員の職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 非公開部分の公開を求める理由として、不服申立人は、県民に不安・不信を与える鉛汚染の原因は取り除く必要があること、鉛汚染の土壌調査資料等はすべて公開する必要があることを挙げている。しかし、前記ア(イ) a から g までに掲げる情報は、本件委託に係る個人に関する情報であり、本件射撃場の鉛汚染の土壌調査の結果を示す情報ではなく、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書エには該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 振込先情報は、法人の取引先金融機関における口座に関する情報であることから、法人に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

(イ) 本件法人は、土壌調査及び対策工事設計業務を行う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数のものが顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って振込先情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件法人は、不特定多数のものが振込先情報を知ることを容認しているものと考えられる。

したがって、振込先情報は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 委託業務フロー図、見積金額等及び受託者見積金額等は、本件委託に係る本件法人の業務遂行に関する情報であることから、法人に関する情報であると認められる。

委託業務フロー図、見積金額等及び受託者見積金額等は、実施機関の説明のとおり、業者固有の生産技術上のノウハウを生かした情報であり、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

非公開部分の公開を求める理由として、不服申立人は、県民に不安・不信を与える鉛汚染の原因は取り除く必要があること、鉛汚染の土壌調査資料等はすべて公開する必要があることを挙げている。しかし、委託業務フロー図、見積金額等及び受託者見積金額等は、本件法人が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、本件射撃場の鉛汚染の土壌調査の結果を示す情報ではなく、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成14年10月7日	諮問
10月11日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11月8日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11月13日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成17年12月5日 (第53回部会)	審議
平成18年2月22日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
3月22日 (第56回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成18年3月27日現在)(五十音順)